

令和8年度 府招川河川改修工事に伴う
古川送配水線（共栄橋水管橋）送配水管路設計業務委託

特 記 仕 様 書

令和8年7月

伊万里市上下水道部

I. 総 則

1. 適 用

本特記仕様書は、「令和8年度 府招川河川改修工事に伴う 古川送配水線（共栄橋水管橋）送配水管路設計業務委託」に適用する。

この業務委託に関する一般的、共通的な事項については、水道施設設計業務委託標準仕様書に定める規定に従わなければならない。

2. 履行期間

本設計業務委託の履行期間は契約日から、令和9年1月29日までとする。

3. 業務計画書の提出

受注者は業務委託の実施に先立ち、業務計画書を提出しなければならない。

4. 配置技術者

- 1) 本設計は、専門的知識を有する技術者が実施しなければならない。
- 2) 管理技術者は、業務委託の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（選択科目：上下水道－上水道及び工業用水道））又は（上下水道部門（選択科目：上水道及び工業用水道））の資格を有する技術者、あるいは RCCM（上水道及び工業用水道）の資格を有する技術者があたなければならない。
- 3) 照査技術者は、業務委託の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（選択科目：上下水道－上水道及び工業用水道））又は（上下水道部門（選択科目：上水道及び工業用水道））の資格を有する技術者、あるいは RCCM（上水道及び工業用水道）の資格を有する技術者があたなければならない。
- 4) 照査技術者および管理技術者は、兼務することはできない。

5. 関係機関および関係部局との協議

受注者は業務委託に関して、関係機関および関係部局との協議の必要が生じた場合、速やかにその準備を行い、発注者の指示に従ってその処理に当たらなければならない。

6. 設計協議および議事録

受注者は業務の着手時と完了時、ならびに主要な段階において発注者と打合せを行い、設計協議の内容を議事録で明確にしてその都度、発注者に提出しなければならない。なお、設計協議は下記を標準とするが、中間協議については業務の進捗状況や必要性に応じて、適宜実施すること。

- 初回協議 1回 （業務着手時）
- 中間協議 3回 （必要性に応じて適宜実施、管理者協議含む）

○最終協議 1回 (成果品納入時)

7. 業務報告

受注者は業務委託の実施に伴う調査内容等について、常時、発注者と連絡を密にするとともに、必要に応じて、適宜、業務状況等の報告をしなければならない。

8. ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象である。業務の実施に当たっては「設計行頭におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

9. 疑義

受注者は業務委託の実施中に不明または疑義を生じた場合には、直ちに協議を行い、そのうえで発注者の指示を受けるものとし、その時期を失して手戻り等業務日程に支障をきたすことのないようにすること。

10. 成果品の秘密保持

成果品およびその資料は、すべて発注者の所有に帰するものであって、発注者の承認を受けないで他に漏洩してはならない。

11. 審査

受注者は業務委託を実施するうえで十分な比較検討を行い、内容の高い質を確保することに努めるとともに、さらに相当な業務経験を有する審査員を配置して、成果品に誤りがないように審査しなければならない。

12. 完了検査

発注者の完了検査をもって業務の完了とする。受注者は完了検査において訂正を提示された場合は、直ちに対応しなければならない。

Ⅱ．委託業務内容

1．業務の目的

本業務委託は、本仕様書の他、関係図書に基づいて、水管橋更新を実施するために必要な設計図、計算書等の作成を行うことを目的とする。

2．業務の対象

対象場所：伊万里市 南波多町 小麦原地内

3．業務内容

- 1) 設計業務（水管橋設計） 1 橋
共栄橋水管橋 小口径（呼び径 1 5 0 mm） L = 1 5 m
- 2) 現地測量 1 式

4．成果品

- 1) 業務報告書（A 4 版ファイル綴じ）・・・・・・ 1 部
- 2) 打合せ議事録（A 4 版報告書内に添付）・・・・ 1 部
- 3) 概算工事費設計書・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- 4) 上記電子データ（CD もしくは DVD）・・・・ 1 部

※フォーマット形式は下記とする。

設計原稿・・・エクセル（マイクロソフト）

図 面・・・・V-nas 形式又は S F C 形式